

介護の期間や方法は様々で、突発的に対応が必要となることもあり、仕事との両立が難しくなる方も少なくありません。

介護の問題に直面しても働き続けることができるよう、介護と仕事を両立するための支援制度をご紹介します。

Q1. 介護休業ってどんな制度？

労働者が要介護状態（負傷、疾病、身体上もしくは精神上の障がいにより、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態）にある家族（配偶者・父母・子・配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹・孫）を介護するための休業です。

対象となる家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます※。取得の2週間前までに申し出ましょう。

※労使協定で除外規定（「勤務1年未満」など）がある場合や、契約社員やパートタイム労働者など期間を定めて雇用される人であって、「介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過するまでに雇用契約が終わる（更新されない）ことが明らかでないこと」の要件を満たさない場合は、介護休業を取得することはできません。



Q2. 介護休暇ってどんな制度？

要介護状態にある家族の介護その他の世話をを行う労働者は、年5日まで（2人以上の場合は10日まで）の1日または時間単位での介護休暇が取得できます。取得手続は、書面の提出だけでなく口頭でも可能です。会社に確認しましょう。

